

津山市条例第35号

平成25年9月25日

津山市城東伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例をここに公布する。

津山市長 宮地昭範

津山市城東伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の  
緩和に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第85条の3の規定に基づき、津山市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成24年津山市条例第53号。以下「保存条例」という。）において定められた現状変更の規制その他保存のための措置を確保するため、津山市城東伝統的建造物群保存地区（以下「保存地区」という。）内における法による制限の緩和に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）及び保存条例の定めるところによる。

(道路内の建築制限の緩和)

第3条 伝統的建造物の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替（以下「増築等」という。）をする場合において、増築等を行ったときの伝統的建造物の壁面（軒、ひさしその他これらに類するものを含む。以下同じ。）の位置が、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）における当該伝統的建造物の壁面の位置から道路の側に超えず、かつ、市長が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したものについては、法第44条第1項本文の規定は、適用しない。

(建蔽率の制限の緩和)

第4条 伝統的建造物の増築等をする場合において、増築等を行ったときの伝統的建造物の建蔽率が、施行日における当該伝統的建造物の建蔽率を超えず、

かつ、市長が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したものについては、法第53条の規定は、適用しない。

(建築物の各部分の高さの制限の緩和)

第5条 伝統的建造物の増築等をする場合において、増築等を行ったときの伝統的建造物の各部分の高さが、施行日における当該伝統的建造物の各部分の高さを超えず、かつ、市長が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したものについては、法第56条第1項第1号の規定は、適用しない。

(伝統的建造物以外の建築物その他の工作物に関する制限の緩和)

第6条 伝統的建造物以外の保存地区内の建築物その他の工作物で、保存条例第3条第2項第3号の保存整備計画において定める修景基準に適合するもの(以下「修景基準に適合する建築物等」という。)の新築、増築、改築、移転、大規模の修繕又は大規模の模様替(以下「新築等」という。)をする場合において、次の各号のいずれかに該当し、かつ、市長が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したものについては、当該各号に掲げる法の規定は適用しない。

(1) 新築等を行ったときの修景基準に適合する建築物等の壁面の位置が、施行日における当該建築物等の壁面の位置又は津山市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が別に定める壁面の位置から道路の側に超えないもの 法第44条第1項本文

(2) 新築等を行ったときの修景基準に適合する建築物等の各部分の高さが、施行日における当該建築物等の各部分の高さ又は教育委員会が別に定める高さを超えないもの 法第56条第1項第1号

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。